

事業主の皆様へ

千葉市中央区中央 2-7-1
千葉中央社会保険労務士法人
☎ 043-307-9231

副業の労働時間通算



働き方の多様化により副業をする労働者は増加傾向にあります。
その場合の労働時間の管理について確認してみましょう。

異なる事業主のもとで働いた場合、労働時間は通算するのでしょうか。



【労働基準法 32 条】

・使用者は、労働者に休憩時間を除き、1週間にについて 40 時間、1 日について 8 時間を超えて労働させてはならない。

【労働基準法 38 条第 1 項】

・労働時間は、事業所を異にする場合においても、労働時間の規定に関する適用については、通算する。

【厚労省通達:昭 23.5.14 基発 769 号】

・労働時間は、同一事業主に属する異なった事業場において労働する場合のみでなく、事業主を異にする事業場において労働する場合も含まれる。

【菅野・山川学説】同一会社内の事業所に限定する否定学説

……労基法 38 条は、労基法が事業場ごとに同法を適用しているために、同一事業主の異事業場にわたって労働する場合について通算規定として設けられたと解釈することも十分可能であって、使用者が他企業の労働のあり方を認識・統制し難いことを考慮すると、刑罰法規の解釈としては、異なる会社間では通算しないとする解釈が妥当と思われる。

【経済新聞 2024.9.20】

・労働時間の通算管理を規定する解釈変更を出すか、法改正で対応するかの検討が行われる見通しである。

上記の通りで、異なる事業主のもとでも労働時間は通算します。しかし、他の事業場での労働時間については、労働者からの申告がない場合には、通算は不要です。



まとめ

・・適切な労働管理が出来るように努めましょう。

